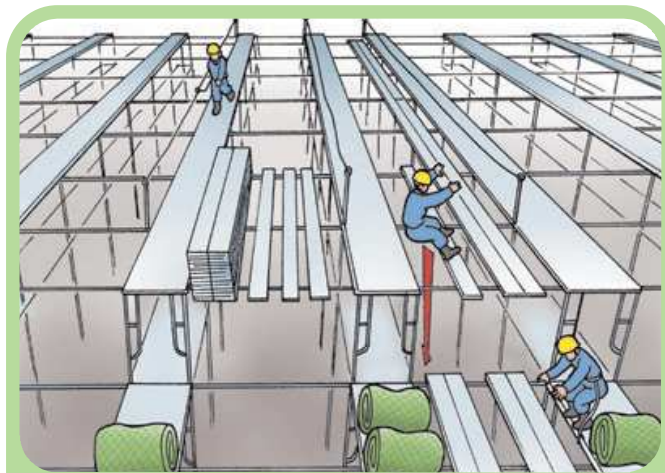


12次防  
推進中!

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動

(平成27年10月1日~12月31日)

## リスクアセスメントを実施しよう!



墜落・転落



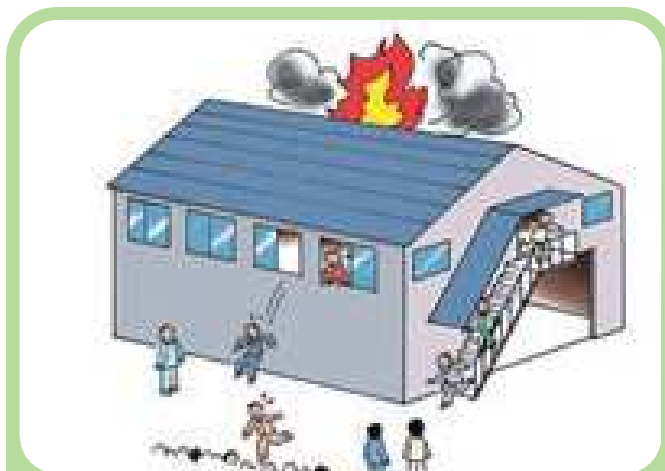
車両系建設機械



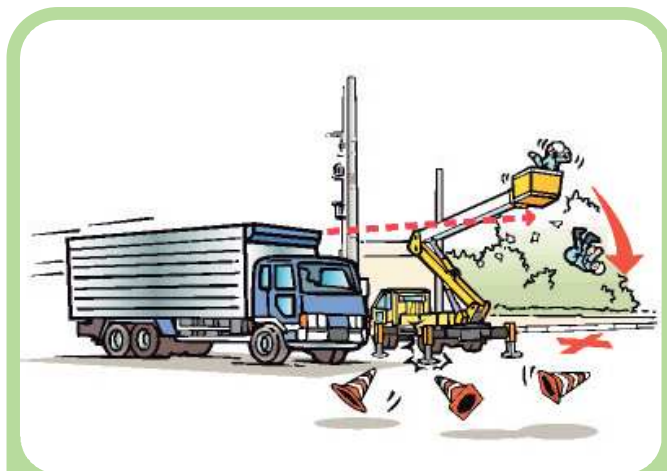
移動式クレーン



崩壊・倒壊



火災



交通事故

「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱 ( 抜 粋 )

厚生労働省北海道労働局

## 趣 旨

本年の北海道における労働災害の発生状況を見ると、8月末現在の死亡者数は前年同期に比べ5人増の42人、死傷者数（7月末現在）は前年同期に比べ、52人（1.6%）減少の3,169人となっています。

この間、建設業では6月15日現在において、死亡者数が前年同期比2倍以上の11人となったことから、関係者の協力の下、6月17日から8月31日を「建設工事死亡災害根絶運動」として展開したところです。しかし、運動期間中も6人が死亡し、1月から8月末までの死亡者数では、昨年1年間の死亡者数の22人に迫る19人、死傷者数については7月末現在462人と前年同期比2人減と微減に止まっています。

また、事故の型別をみると、死亡災害では墜落・転落災害が最も多く昨年1年間の5人を上回る7人、次に交通事故と火災災害がそれぞれ3人となっています。死傷災害でも死亡災害と同様、墜落・転落災害が、最も多い156人（34%）となっています。

建設業の労働災害は、例年10月から12月に多発する傾向にあり、死亡者、死傷者ともに年間発生数の3割弱がこの時期に発生しています。また、特に、交通労働災害については本格的な降雪期を迎える前のこの時期に、年間の45%の発生をみえています。

このため、これから迎える工事追い込み期を控え、憂慮される状況にあることから、従来の工事追い込み期の取組をより効果的な取組とすべく、「建設工事死亡災害根絶運動」の結果等も踏まえ、三大災害、火災災害、交通労働災害の防止を重点実施事項として「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開することとします。

- 1 取組期間  
平成27年10月1日～12月31日
- 2 主唱者  
厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）
- 3 協賛者  
建設業労働災害防止協会北海道支部 一般社団法人北海道建設業協会  
一般社団法人日本建設業連合会北海道支部 建設産業専門団体北海道地区連合会
- 4 協力者  
国、北海道等建設工事発注機関
- 5 実施者  
建設業関係各事業場（現場）
- 6 主唱者、協賛者の実施事項
  - (1) 当該運動の実施に向けた「建設工事追い込み期労働災害防止運動連絡会議」を開催する。
  - (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の配布等により広報を行う。
  - (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕（看板）」及び「安全宣言」、「重点実施事項（短冊）」の統一様式の作成、周知を行う。
  - (4) 安全パトロールを実施する。
  - (5) 地域業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
  - (6) 事業場（現場）の実施事項について指導援助する。
  - (7) 全道17の労働基準監督署（支署）による、集中的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。  
特に、10月15日から30日の間に全道一斉監督指導を実施する。
- 7 協力者への依頼  
主唱者は、上記6の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。
- 8 実施者（建設業関係各事業場（現場））の実施事項  
実施事項（取り組むべき内容）は、北海道労働局のホームページに掲載しています。

# 昨年と今年の死亡災害事例及び同種災害防止対策

北海道の災害種別で発生が多い災害について、下記の災害事例及び再発防止対策を参考にして、同種災害防止対策の徹底を図ってください。

また、この5大災害防止を目的とする、重点実施事項を短冊形式にして当局ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードの上、現場の要所要所に掲示してください。

## 墜落・転落災害

※事故の型別では、最も多い災害です。

### (災害事例)

- 1 屋根の雪下ろし作業中、約6m墜落する。
- 2 足場の組立て作業中、3段目の作業床から6.1m墜落する。
- 3 ダンプの荷台から約3.3m墜落する。
- 4 脚立の天板から墜落する。

### (対策)

- 1～4 作業床を設置し、周囲に手すりを設けること。やむを得ず、作業床・手すりを設けることが困難な場合は、安全帯の使用を徹底すること。

## 重機災害

※毎年死亡災害が発生しています。

### (災害事例)

- 1 移動式クレーンで土のうをつり上げ、旋回したところ、つり具が破断し、土のうの下敷きとなる。
- 2 路肩からブレーカーもろとも斜面を転落する。

### (対策)

- 1 十分な強度を有する玉掛用具を使用すること。
- 2 安全な走行経路を確保するとともに、誘導者を配置すること。

## 火災災害

※昨年と今年2年連続発生しています。

### (災害事例)

- 1 寄宿舍の火災により5人死亡する。
- 2 溶接作業中、近隣の壁断熱材（発泡ウレタン）に引火し、発生した有毒ガスにより4人死亡する。（内労働者3人）

### (対策)

- 1 火気の取扱い管理を徹底すること。
- 2 易燃性のものの近傍では、火気を取扱いを禁止すること。

## 崩壊・倒壊災害

※発生すると、重篤災害になります。

### (災害事例)

- 1 深さ約4mの法面に設置の仮土止用鋼板が倒れ下敷きとなる。
- 2 木製の電柱上で作業中、電柱の根本が腐食のため折れ電柱もろとも地面に激突する。
- 3 解体のために引き倒した壁の下敷きとなる。

### (対策)

- 1 仮土止であっても、適正に土止材を設置すること。
- 2 昇柱前に電柱の腐食状況等について、十分に点検すること。
- 3 監視人を配置するとともに、立入禁止を徹底すること。

## 交通労働災害

※年間の交通労働災害の45%が追い込み期に発生しています。

### (災害事例)

- 1 トラックでトンネル内走行中、アイスパーンのためスリップし、対向車のトラックと正面衝突する。（死亡1人、負傷3人）
- 2 工事車線に進入してきた、軽自動車に4人はねられる。（死亡1人、負傷3人）

### (対策)

- 1 路面状況にあった安全な速度で走行すること。
- 2 現場の状況に合わせ、工事中の注意喚起標識の設置、交通誘導員の配置、バリケードを設置すること。

北海道の建設業において発生している、次の急性中毒災害の防止対策を徹底してください。

一酸化炭素中毒・有機溶剤中毒  
酸欠・硫化水素中毒

※「建設工事追い込み期労働災害防止運動」期間中に事業者（現場）が取り組むべき内容（重点実施事項）は、北海道労働局のホームページに掲載しておりますので、確認の上、積極的な取組をお願いします。

**元方の統括管理（現場巡視・作業間の連絡調整）を徹底しよう！**



# 北海道の建設業における労働災害の特徴と現状

図1 建設業の月別死亡者数（過去10年）

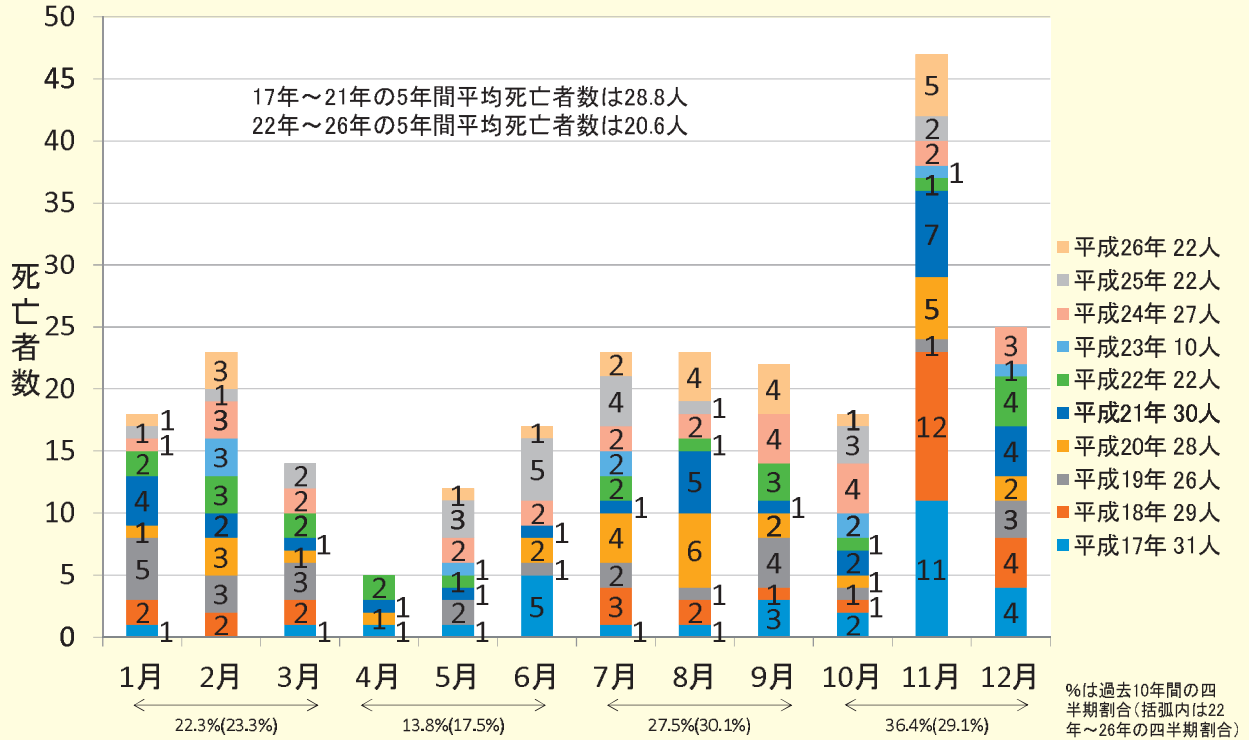


図2 建設業の月別死亡者数（26年、27年8月末）

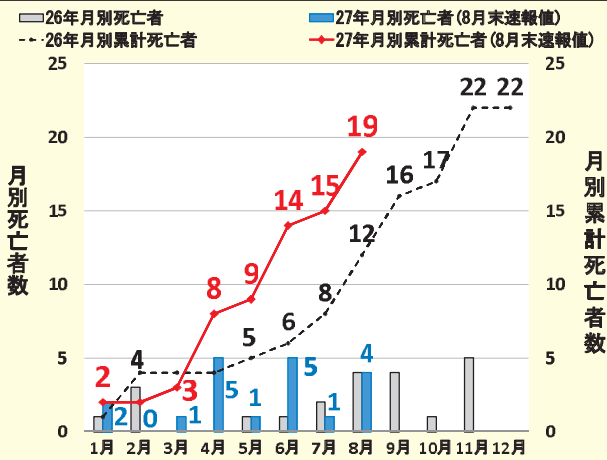


図3 業種別死亡者数（26年、26年8月末、27年8月末）

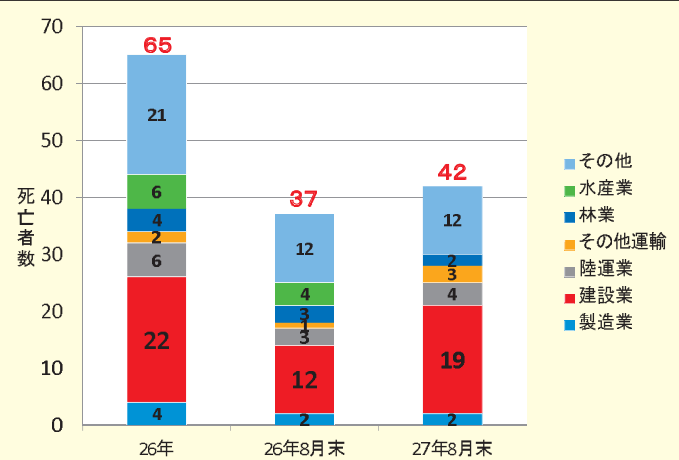


図4 建設業の「事故の型」別死亡者数（26年、26年8月末、27年8月末）

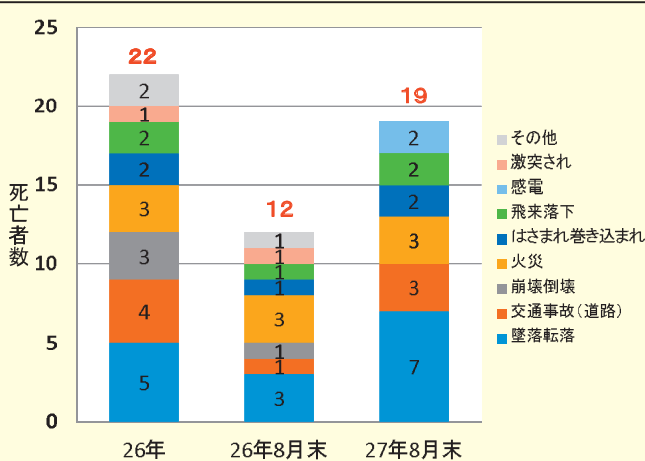
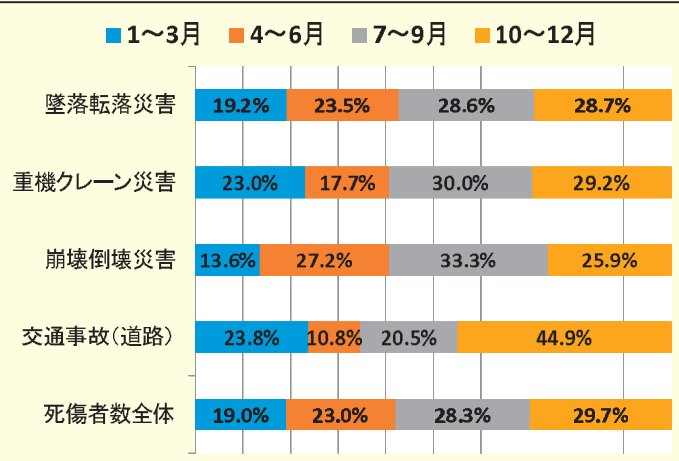


図5 建設業の三大災害・交通事故の死傷者数の四半期割合（24年～26年の合計）



災害統計は北海道労働局ホームページに掲載しています。